

国自旅第410号
平成26年 1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週7日）とも保有する全車両の20%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率 × 0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の20%を、木曜日に保有する全車両の40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率 × 0.2 + 木曜日収入率 × 0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が地方運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、(2)以外の方法により実施することもできることとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。